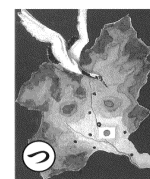




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年10月18日(金) 号外(第6号)

目次

ページ

条 例	ページ
○群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(総務課)	2
○群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(人事課)	2
○地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例(同)	8
○群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例(医務課)	9
○群馬県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(障害政策課)	10
○群馬県クレ射撃場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(自然環境課)	11
○群馬県道路構造条例の一部を改正する条例(道路管理課)	13
○群馬県砂利採取法関係手数料条例の一部を改正する条例(砂防課)	14
○群馬県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(建築課)	15
○群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例(同)	15
○群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(学校人事課)	16
○群馬県立学校設置条例の一部を改正する条例(特別支援教育課)	20
○群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例(運転免許課)	21

■ 条 例

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十八日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第五号

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

例

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年群馬県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の五の五の項上欄(中)「第八条第三項」を「第八条第二項」に改め、同表八の項を次のように改める。

八 削除

別表第一の二の一の項(中)「第二十三条第十一号」を「第二十三条第一項第十二号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の五の五の項上欄(中)の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例をここに公布する。
令和元年十月十八日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第六号

群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十四条第五項の規定に基づき、法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員(群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(令和元年群馬県条例第十五号)第二条第一項に規定する公立学校等会計年度任用職員を除く。以下「会計年度任用職員」という。)の給与、旅費及び費用弁償について定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で「給与」とは、法第二十二条の二第一項第二号に規定する職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては給料並びに地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び退職手当とし、同項第一号に規定する職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては報酬及び期末手当とする。

2 この条例で「給料」とは、群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成六年群馬県条例第三十五号。以下本則において「勤務時間条例」という。)第十九条の規定により定められた勤務時間による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び退職手当を除いたものとする。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。
(給与の口座振込み)

第三条 給与は、会計年度任用職員の申出により口座振込みの方法によつて支払うことができる。

(フルタイム会計年度任用職員の給料等)

第四条 フルタイム会計年度任用職員の給料表の種類は、フルタイム会計年度任用職員として採用された日の属する会計年度の四月一日において現に施行されている群

馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十五号。以下本則において「給与条例」という。)第四条第一項に掲げる行政職給料表、医療職給料表(二)、医療職給料表(三)及び福祉職給料表とし、各給料表の適用範囲は、別表の上欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる適用範囲とする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は一級とし、号給は人事委員会規則で定める基準に従い任命権者が定める。

3 人事委員会は、フルタイム会計年度任用職員の給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他勤務条件が同じ職務に属する他の職に比し著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき給料月額につき適当な調整額表を定めることができる。

4 フルタイム会計年度任用職員について、特別の事情により前三項の規定による給料月額により難いときは、これらの規定にかかわらず、当該給料月額はあらかじめ人事委員会の承認を得て任命権者が定める額とする。

5 フルタイム会計年度任用職員の地域手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、給与条例第四条第二項の規定により同条第一項の給料表の適用を受ける職員(以下「給料表適用職員」という。)の例により支給する。

6 フルタイム会計年度任用職員の退職手当の額、支給方法その他の退職手当に関する事項は、別に条例で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第五条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、月額又は時間額で定めるものとする。

2 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員(以下「月額パートタイム会計年度任用職員」という。)の報酬の月額は、基準月額に、当該月額パートタイム会計年度任用職員について勤務時間条例第十九条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間(第七項第一号において「一週間当たりの勤務時間」という。)を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員(以下「時間額パートタイム会計年度任用職員」という。)の報酬の時間額は、基準月額に十二を乗じ、その

額を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じて得た数で除して得た額とする。

4 前二項の基準月額は、前二項のパートタイム会計年度任用職員を当該パートタイム会計年度任用職員の職務に従事するフルタイム会計年度任用職員と仮定し、前条第一項から第五項までの規定を適用した場合に定められる給与の額のうち、給料及び地域手当の合計額とする。

5 パートタイム会計年度任用職員について、特別の事情により前各項の規定による報酬の額により難いときは、これらの規定にかかわらず、当該報酬の額はあらかじめ人事委員会の承認を得て任命権者が定める額とする。

6 第二項から前項までに規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員に対しては、給料表適用職員に支給される時間外勤務手当及び休日勤務手当の例により時間外勤務手当に相当する報酬及び休日勤務手当に相当する報酬を支給するものとする。

7 前項に規定する時間外勤務手当に相当する報酬及び休日勤務手当に相当する報酬を支給する場合における勤務一時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 月額パートタイム会計年度任用職員 第二項の規定により計算して得た額に十二を乗じて得た額を、一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから十八日に七・七五を乗じたものを減じて得た数で除して得た額

二 時間額パートタイム会計年度任用職員 第三項の規定により計算して得た額

三 第五項の規定により報酬の額を定めたパートタイム会計年度任用職員 人事委員会規則で定めるところにより計算して得た額

(期末手当)

第六条 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する会計年度任用職員(人事委員会規則で定める会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百三十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該

各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 一箇月以上三箇月未満 百分の三十
- 五 一箇月未満 零

3 前項の期末手当基礎額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 フルタイム会計年度任用職員 基準日現在において当該フルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額
- 二 月額パートタイム会計年度任用職員 基準日現在において当該月額パートタイム会計年度任用職員が受けるべき前条第二項の規定による報酬の月額
- 三 時間額パートタイム会計年度任用職員 基準日現在において当該時間額パートタイム会計年度任用職員が受けるべき前条第三項の規定による報酬の時間額を人事委員会規則で定めるところにより一月当たりの報酬の額に換算した額
- 四 前条第五項の規定により報酬の額を定めたパートタイム会計年度任用職員 基準日現在において当該パートタイム会計年度任用職員が受けるべき同項の規定による報酬の額を人事委員会規則で定めるところにより一月当たりの報酬の額に換算した額

4 第二項に規定する在職期間の算定に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

5 給与条例第二十条の二及び第二十条の三の規定は、会計年度任用職員に対する期末手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定(第二十条の二第三号の規定を除く。)中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、同号中「基準日前一箇月以内又は基準日から」とあるのは「基準日から」と、「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(通勤手当等)

第七条 会計年度任用職員が給与条例第十二条の六第一項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、フルタイム会計年度任用職員には通勤手当を、パートタイム会計年度任用職員には通勤に係る費用弁償を支給する。

2 前項の通勤手当及び通勤に係る費用弁償の額については、給料表適用職員に支給される通勤手当の額を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める。

3 前二項に規定するもののほか、通勤手当及び通勤に係る費用弁償の支給方法その他の通勤手当及び通勤に係る費用弁償に關する事項は、人事委員会規則で定める。

(旅費等)

第八条 会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、フルタイム会計年度任用職員にはその旅行に係る旅費を、パートタイム会計年度任用職員にはその旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅費及び旅行に係る費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とする。

3 旅費及び旅行に係る費用弁償の額及び支給方法は、群馬県職員等の旅費に關する条例(昭和三十八年群馬県条例第二十四号)の適用を受ける職員に支給される旅費の例による。

(給与の減額)

第九条 会計年度任用職員が勤務しないときは、人事委員会規則で定める場合を除き、その勤務しない時間一時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して給与を支給する。

一 フルタイム会計年度任用職員及び月額パートタイム会計年度任用職員(以下「月額会計年度任用職員」と総称する。) 給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額又は第五条第二項の規定による報酬の月額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第十九条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じて得た数で除して得た額

二 時間額パートタイム会計年度任用職員 第五条第三項の規定により計算して得た額

三 第五条第五項の規定により報酬の額を定めたパートタイム会計年度任用職員 人事委員会規則で定めるところにより計算して得た額

(端数計算)

第十条 第五条第二項の規定により報酬の月額を算定する場合において、当該額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があると

きはこれを百円に切り上げるものとする。

2 第五条第三項の規定により報酬の時間額を算定する場合において、当該額に十円未満の端数がある場合には、当該端数が、八円以上であるときはこれを十円に切り上げ、三円以上八円未満であるときはこれを五円とし、三円未満であるときはこれを切り捨てるものとする。

3 第五条第七項第一号の規定により時間外勤務手当に相当する報酬及び休日勤務手当に相当する報酬を支給する場合における勤務一時間当たりの報酬額並びに前条第一号の規定により勤務しない時間一時間につき減額する額を算定する場合において、当該額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。

(給料等の支給)

第十一条 給料又は報酬(以下この条において「給料等」という。)の計算期間(以下この条において「給与期間」という。)は、月の一日から末日までとし、給与期間につき給料月額又は報酬の全額を支給する。

2 給料等の支給日とは、その月の翌月十日とする。ただし、その日が国民の祝日に關する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い同法に規定する休日又は日曜日若しくは土曜日でない日を支給日とする。

3 任命権者は、災害その他特別の事情により、その必要を認めるときは、前項の支給日を変更することができる。

4 新たに会計年度任用職員となつた者には、その日から給料等を支給する。

5 会計年度任用職員が退職又は死亡したときは、その日まで給料等を支給する。

6 月額会計年度任用職員について、前二項の規定により給料等を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外るとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外るときは、その給与期間の現日数から当該月額会計年度任用職員について勤務時間条第十九条の規定により定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによつて計算する。

7 前各項に定めるもののほか、給料等の支給に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(休職者の給与)

第十二条 会計年度任用職員が休職にされたときは、その休職の期間中、いかなる給与も支給しない。

(人事委員会規則の制定)

第十三条 人事委員会は、この条例の定めるところに基づいて、人事委員会規則を定める場合においては、あらかじめ任命権者の意見を聴くものとする。

(委任)

第十四条 この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(令和三年三月三十一日までの間における期末手当に關する特例)

第二条 令和二年四月一日(以下「施行日」という。)から令和三年三月三十一日までの間における第六条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百三十」とあるのは、「百分の九十」とする。

(経過措置)

第三条 施行日の前日において特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に關する条例(昭和三十二年群馬県条例第三十五号)の適用を受けていた非常勤職員(月額報酬を受けていた非常勤職員に限る。)で、施行日においてこの条例の適用を受けることとなるものうち、施行日以後にその者が受けることとなる給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額又は第五条第二項の規定による報酬の月額(以下「給料月額等」という。)が施行日の前日において受けていた報酬の月額に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定めるものを除く。)には、給料月額等のほか、その差額に相当する額として人事委員会規則で定める額を給料又は報酬として支給する。

(群馬県職員の分限に關する手続及び効果に關する条例の一部改正)

第四条 群馬県職員の分限に關する手続及び効果に關する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

4 法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員に対する第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「三年を超えない範囲内」とあるのは「法第二十二條の二第二項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、第二項中「三年に満たない場合」とあるのは「法第二十二條の二第二項の規定に基づき任命権者が定める任期に満たない場合」と、「休職にした日から引き続き三年を超えない範囲内」とあるのは「当該任期の範囲内」とする。

(群馬県職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第五條 群馬県職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四條中「合計額」の下に「(法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員にあつては、群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(令和元年群馬県条例第六号)第五條に規定する報酬(同条第六項に規定する時間外勤務手当に相当する報酬及び休日勤務手当に相当する報酬を除く。))の額又は群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(令和元年群馬県条例第十五号)第五條に規定する報酬(同条第六項に規定する時間外勤務手当に相当する報酬及び休日勤務手当に相当する報酬を除く。))の額」を加える。

(群馬県職員の給与に関する条例の一部改正)

第六條 群馬県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「附則第十五項又は第十七項に規定する非常勤の職員(法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。))で法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下同じ。」を「第二十五條に規定する職員」に、「すべて」を「全て」に改める。

第五條第十項中「再任用職員の給料月額」を「法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。))の給料月額」に改める。

第五條の二中「再任用短時間勤務職員」を「再任用職員で法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」とい

う。))」に改める。

第二十五條を第二十六條とし、第二十四條の次に次の一条を加える。
(会計年度任用職員の給与)

第二十五條 法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員の給与については、常勤の職員の給与との権衡を考慮して別に条例で定める。

附則第十五項から第十七項までを削る。

別表第一備考ただし書中「非常勤の職員」を「会計年度任用職員」に改める。

(群馬県職員退職手当に関する条例の一部改正)

第七條 群馬県職員退職手当に関する条例(昭和二十八年群馬県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員については、この限りでない。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される群馬県職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第八條 外国の地方公共団体の機関等に派遣される群馬県職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年群馬県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項第三号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第九條 職員の育児休業等に関する条例(平成四年群馬県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第十五号。以下「県職員給与条例」という。))第二十條第一項又は群馬県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第四十一号。以下「公立学校職員給与条例」という。))第二十三條第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。))を除く。以下この条において同じ。」を「次に掲げる基準日に育児休業をしている職員」に改め、同項に次の各号を加える。

一 群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十五号。以下

「県職員給与条例」という。)第二十条第一項に規定するそれぞれの基準日

二 群馬県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第四十一号。以下「公立学校職員給与条例」という。)第二十三条第一項に規定するそれぞれの基準日

三 群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(令和元年群馬県条例第六号)第六条第一項に規定するそれぞれの基準日

四 群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例

(令和元年群馬県条例第十五号)第六条第一項に規定するそれぞれの基準日

第七条第二項中「している職員」の下に「(地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第八条中「した職員」の下に「(地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

(群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第十条 群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中「公立学校の職員」を「群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成六年群馬県条例第三十八号)第二条に規定する学校職員」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第十一条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年群馬県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

(群馬県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第十二条 群馬県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年群馬県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「地方公務員法」の下に「第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員及び同法」を加える。

(群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第十三条 群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十三年群馬県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十八条の見出し中「非常勤職員等」を「職員以外の者」に改め、同条中「以外

の者」の下に「(地方公務員法第二十二條の二第一項の規定により会計年度任用職員として採用された企業職員(次項において「会計年度任用職員」という。))を除く。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 会計年度任用職員の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び退職手当とし、給与の額、支給方法その他の給与に関する事項は、職員の給与との権衡を考慮して企業管理規程で定める。

(群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第十四条 群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成十四年群馬県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の見出し中「非常勤職員等」を「職員以外の者」に改め、同条中「以外の者」の下に「(地方公務員法第二十二條の二第一項の規定により会計年度任用職員として採用された病院事業に従事する職員(次項において「会計年度任用職員」という。))を除く。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 会計年度任用職員の給与の種類は、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とし、給与の額、支給方法その他の給与に関する事項は、職員の給与との権衡を考慮して病院管理規程で定める。

別表(第四条関係)

給料表の種類	適用範囲
医療職給料表(一)	獣医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師その他人事委員会規則で定める職で現に当該本来の業務に従事する職員
医療職給料表(二)	保健師、看護師その他人事委員会規則で定める職で現に当該本来の業務に従事する職員
福祉職給料表	保育士、児童指導員その他人事委員会規則で定める職で現に当該本来の業務に従事する職員
行政職給料表	前記以外の職員

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。
令和元年十月十八日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第七号

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(群馬県職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「若しくは失職し」を削る。

第二十条の二第二号中「(法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二十一条第一項中「若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「若しくは失職し」を削る。

第二十二条第七項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第二項、第三項又は第五項の規定の」に改める。

(群馬県教職員退職年金及び退職一時金条例の一部改正)

第二条 群馬県教職員退職年金及び退職一時金条例(昭和二十八年群馬県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三号中「第十六条第五号」を「第十六条第四号」に改める。
(群馬県職員退職手当に関する条例等の一部改正)

第三条 次に掲げる条例の規定中「(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)」を削る。

一 群馬県職員退職手当に関する条例(昭和二十八年群馬県条例第五十一号)第十二条第一項第二号

二 公立学校職員退職手当支給条例(昭和二十九年群馬県条例第四十号)第十二条第一項第二号

三 群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十三年群馬県条例第四十四号)第十五条第二項第二号

四 群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成十四年群馬県条例第六十七号)第二十一条第二項第二号

(群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第四条 群馬県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「若しくは失職し」を削る。

第二十三条の二第二号中「(法第十六条第一号に該当して失職した学校職員を除く。)」を削る。

第二十四条第一項中「若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「若しくは失職し」を削る。

第二十六条第八項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第三項、第四項又は第六項の規定の」に改める。

(群馬県職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第五条 群馬県職員等の旅費に関する条例(昭和三十八年群馬県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第十六条第二号から第五号まで」を「第十六条各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第六項中「第四項及び前項」を「及び前二項」に改め、「。以下この条において同じ」を削り、「第四条第三項」を「次条第三項」に改め、同条第七項中「者」の下に「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十八日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第八号

群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例(昭和三十七年群馬県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「修学資金」を「保健師助産師看護師准看護師修学資金(以下「修学資金」という。)」に改める。

第二条の見出しを「(修学資金)」に改め、同条中「保健師助産師看護師准看護師修学資金(以下「修学資金」という。)」を「修学資金」に改める。

第五条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項を削る。

第七条を削り、第六条第一号中「従事し、」を「従事(看護職員の免許を有する者が、期間の定めのある労働契約で労働時間が休憩時間を除き一週間について三十時間以上であるもの又は期間の定めのない労働契約に基づいて(地方公共団体の職員として任用される場合にあつては、任期を定めて任用される職員のうち勤務時間が休憩時間を除き一週間について三十時間以上であるもの又は任期を定めずに任用される職員として)看護職員の業務に従事することという。以下同じ。)」し、「」に改め、同条を第七条とする。

第五条の次に次の一条を加える。

(返還)

第六条 修学資金は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間内に返還しなければならない。

- 一 第三条第一号から第三号までの規定による修学資金の貸与を受けた者 養成施設を卒業した日(前条第一項の規定により契約が解除された場合にあつては、当該解除の日)の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間(同条第二項の規定により修学資金が貸与されなかつた期間を除く。)に相当する期間(第九条又

は第十条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間)

二 第三条第四号の規定による修学資金の貸与を受けた者 修士課程を修了した日(前条第一項の規定により契約が解除された場合にあつては、当該解除の日)の属する月の翌月から起算して十年(同条第二項の規定により修学資金が貸与されなかつたときは当該貸与されなかつた期間を除き、第九条又は第十条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは当該猶予された期間を加える。)

第十二条を削り、第十三条を第十二条とする。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和元年十月十八日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第九号

群馬県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

群馬県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年群馬県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項各号を次のように改める。

- 一 心身の故障により年金の受領及び管理を適正に行うことができない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

群馬県クレー射撃場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十八日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第十号

群馬県クレー射撃場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県クレー射撃場の設置及び管理に関する条例(昭和四十七年群馬県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

群馬県安中総合射撃場の設置及び管理に関する条例

第一条中「群馬県クレー射撃場」を「群馬県安中総合射撃場」に改める。

第二条中「クレー射撃を通じて、」を削り、「群馬県クレー射撃場」を「群馬県安中総合射撃場」に改める。

第四条第三号中「使用」を「施設又は建物(設備及び備品を含む。以下「施設等」という。)の利用」に改め、同条第四号中「使用」を「施設等の利用」に改め、同条第五号中「建物又は附帯施設(以下「建物等」という。)」を「施設等」に改め、同条第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 射撃場の施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の收受等に関する業務

第五条第一項第一号を次のように改める。

一 水曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日(二月一日を除く。以下この号及び次号において「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後においてその日に最も近い日曜日、土曜日、休日又は次号に掲げる日でない日

第五条第一項第二号中「まで」の下に「の日」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 木曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日以後においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日

第八条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第一項中「射撃場」の下に「の施設等」を加え、「使用」を「利用」に改め、同条第二項中「前項の承認を与えない

ことができる」を「利用を承認しないものとする」に改め、同項第二号中「建物等を

き損」を「施設等を毀損」に改め、同項第三号中「建物等」を「施設等」に改める。

第九条の見出し中「目的外使用」を「目的外利用等」に改め、同条中「使用の承認をうけた」を「利用の承認を得た」に、「使用者」を「利用者」に、「得た使用」を「得た利用」に改め、「以外」の下に「目的」を、「射撃場」の下に「の施設等」を加え、「使用し」を「利用し、又は他人に利用させ」に改める。

第十条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「場合」を「とき又は射撃場の管理上特に必要があると認めるとき」に、「使用を」を「利用を」に改め、第二号を削り、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 偽りその他不正な手段により利用の承認を得たとき。

第十条第三号中「災害」を「前各号に掲げるもののほか、災害」に、「使用」を「施設等の利用」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 第八条第三項に規定する条件に違反したとき。

四 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

第十条に次の一項を加える。

二 指定管理者は、利用者が前項の規定による処分を受け、これによつて損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。

第十二条中「知事は、」の下に「指定管理者の指定ができないときその他やむを得ない事情があると認めたととき又は」を加え、「又は」を「、若しくは」に改め、「認めたとときは」の下に「、第三条の規定にかかわらず」を加え、同条に次の三項を加える。

2 前項の場合(管理の業務の一部の停止を命じ、又は実施が困難であると認められた場合)にあつては、当該管理の業務の一部に施設等の利用の承認等に関する業務が含まれるときに限る。)においては、第五条第二項、第六条第二項及び第八条から第十条までの規定を準用する。この場合において、第五条第二項、第六条第二項、第八条及び第十条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第五条第二項及び第六条第二項中「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第八条第一項中

「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けているときは、この限りでない」と読み替えるものとする。

3 第一項の場合(管理の業務の一部の停止を命じ、又は実施が困難であると認められた場合にあつては、当該管理の業務の一部に利用料金の收受等に関する業務が含まれるときに限る。)においては、次条の規定にかかわらず、知事は、利用者から別表第一及び別表第二に定める額の使用料を徴収するものとする。ただし、利用者が当該利用について第十三条第一項の規定による利用料金を納付しているときは、この限りでない。

4 前項の場合においては、第十三条から第十四条の二までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第十四条の二中「あらかじめ知事の承認を受けた基準により」とあるのは「特別の理由があると認められたときは」と読み替えるものとする。

第十二条の次に次の一条を加える。
(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第十二条の二 知事は、法第二百四十四条の二第八項の規定により、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 前項の場合における利用料金の額は、別表第一及び別表第二に定める額の範囲内において指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金の額について知事の承認を得なければならない。

第十三条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第一項中「射撃場を使用しようとする者」を「利用者」に、「別表に掲げる額の使用料」を「指定管理者に対し、利用料金」に改め、同条第二項中「使用料」を「利用料金」に、「知事」を「指定管理者」に改め、同条第三項を削る。

第十四条(見出しを含む。)中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第一号中「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に改め、同条第二号中「使用期日」を「利用期日」に、「使用の」を「利用の承認の」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(利用料金の減免)

第十四条の二 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第十五条中「使用者」を「利用者」に、「その使用を」を「その利用を」に、「第十条」を「第十条第一項」に、「その使用の」を「その利用の」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(損害賠償)

第十五条の二 利用者は、射撃場の施設等を毀損し、又は滅失した場合は、知事の認定に基づきその損害を賠償しなければならない。

第十六条第一号中「射撃場」の下に「の施設等」を加え、「に使用し」を「の目的に利用し」に改め、同条第二号中「第十条」を「第十条第一項」に、「使用の制限」を「利用の制限」に、「又は使用」を「又は利用の承認」に改める。

別表を次のように改める。

別表第一(第十二条、第十二条の二関係)

区	分	単	位	金	額
クレール射撃場	ライフル射撃場	空気銃(プリチャージ式空気銃を除く。)を使用する場合	一人一回につき	九三〇円	
			一人二時間まで	二、一〇〇円	
ライフル射撃場	散弾銃を使用する場合	プリチャージ式空気銃を使用する場合	一人二時間まで	三、六〇〇円	
			超過時間一時間まで(ことに)	一、五〇〇円	
		ライフル銃を使用する場合	一人二時間まで	三、六〇〇円	
			超過時間一時間まで(ことに)	一、五〇〇円	
		散弾銃を使用する場合	一人二時間まで	三、六〇〇円	
			超過時間一時間まで(ことに)	一、五〇〇円	

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二(第十二条、第十二条の二関係)

区	分	単	位	金	額
トランプ射撃用クレー放出機	クレー一枚につき			五〇円	
スキート射撃用クレー放出機	クレー一枚につき			五〇円	
ラビット射撃用クレー放出機	クレー一枚につき			六〇円	

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県道路構造条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和元年十月十八日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第十一号

群馬県道路構造条例の一部を改正する条例

群馬県道路構造条例(平成二十四年群馬県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 自転車通行帯

第四条第五項本文中「車道」の下に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第六条第二項中「副道」の下に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第九条第一項中「第三種」の下に「(第四級及び第五級を除く。次項において同じ。)」を、「第四種」の下に「(第三級及び第四級を除く。同項において同じ。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(自転車通行帯)

第九条の二 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量の多い第三種若しくは第四種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、一・五メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものと

する。

第十条第一項中「自転車道」の下に「又は自転車通行帯」を加える。

第十一条第一項中「自転車道」の下に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第十四条第一項中「第四種第一級及び第二級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の」を削り、「必要に応じ」を「当該道路の構造、交通の状況及び沿道の土地利用の状況を勘案して良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため必要がある場合は」に改める。

第三十二条第三号中「車道」の下に「(自転車通行帯を除く。）」を加える。

第四十一条第一項中「第八条第一項」の下に「、第九条第一項及び第二項」を加える。

第四十二条第一項及び第二項中「第九条第三項」の下に「、第九条の二第三項」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第三種又は第四種の県道については、この条例による改正後の第九条第一項及び第二項並びに第九条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

群馬県砂利採取法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和元年十月十八日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第十二号

群馬県砂利採取法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県砂利採取法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「八千円」を「八千百円」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和元年十月十八日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十三号

群馬県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

群馬県建築基準法施行条例(昭和五十八年群馬県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項中「第一百二十二条第十三項第一号」を「第一百二十二条第十八項第一号」に、「第一百二十二条第九項本文」を「第一百二十二条第十項本文」に改め、同条第二項中「第一百二十二条第十四項」を「第一百二十二条第十九項」に、「第一百二十二条第十五項」を「第一百二十二条第二十項」に改める。

第十七条第一号及び第二十四条中「第一百二十二条第十三項第一号」を「第一百二十二条第十八項第一号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和元年十月十八日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十四号

群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例(平成二十八年群馬県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号ハ、同項第三号イ及びハ並びに同項第四号イ及びハ中「次項」を「第三項」に改め、同条第三項中「適用する場合を含む。」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、消費性能向上計画に法第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されているときは、同条第一項の規定による認定の申請に係る手数料の額は当該申請に係る同条第三項に規定する申請建築物及び他の建築物についてそれぞれ前項の規定により算定した額の合算額とし、法第三十一条第一項の規定による変更の認定の申請に係る手数料の額は当該申請により変更する法第二十九条第三項に規定する申請建築物及び他の建築物又は追加する同項に規定する他の建築物についてそれぞれ前項の規定により算定した額の合算額とする。

附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第四号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

令和元年十月十八日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十五号

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)
第二十四条第五項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)
第四十二条及び市町村立学校職員給与負担法(昭和三十三年法律第三十五号)
第三条の規定に基づき、法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員のうち、公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償について定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で「公立学校等会計年度任用職員」とは、次に掲げる者とする。

- 一 県立の高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する会計年度任用職員
- 二 市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の定時制の課程、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校又は群馬県教育委員会規則(以下「教育委員会規則」という。)で定める施設に勤務し、かつ、群馬県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任用する会計年度任用職員

2 この条例で「給与」とは、法第二十二條の二第一項第二号に規定する職員のうち公立学校等会計年度任用職員(以下「フルタイム公立学校等会計年度任用職員」という。)にあつては給料並びに地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び退職手当とし、同項第一号に規定する職員のうち公立学校等会計年度任用職員(以下「パートタイム公立学校等会計年度任用職員」という。)にあつては報酬及び期末手当とする。

3 この条例で「給料」とは、群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成六年群馬県条例第三十八号。以下本則において「学校職員勤務時間条例」という。)
第二十二條の規定により定められた勤務時間による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末

手当及び退職手当を除いたものとする。

4 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給与の口座振込み)

第三条 給与は、公立学校等会計年度任用職員の申出により口座振込みの方法によつて支払うことができる。

(フルタイム公立学校等会計年度任用職員の給料等)

第四条 フルタイム公立学校等会計年度任用職員の給料表の種類は、フルタイム公立学校等会計年度任用職員として採用された日の属する会計年度の四月一日において現に施行されている群馬県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第四十一号。以下本則において「学校職員給与条例」という。)
第五条第一項に掲げる栄養職給料表及び事務職給料表とし、各給料表の適用範囲は、別表の上欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる適用範囲とする。

2 フルタイム公立学校等会計年度任用職員の職務の級は一級とし、号給は教育委員会規則で定める基準に従い決定する。

3 教育委員会は、知事の承認を得て、教育委員会が必要と認めるフルタイム公立学校等会計年度任用職員に対しては、その特殊性に基づいて給料額につき適正な調整額を定めることができる。この場合において、給料の調整額は、人事委員会の同意を得て教育委員会規則で定める。

4 フルタイム公立学校等会計年度任用職員について、特別の事情により前三項の規定による給料月額により難いときは、これらの規定にかかわらず、当該給料月額はあらかじめ人事委員会の承認を得て教育委員会が定める額とする。

5 フルタイム公立学校等会計年度任用職員の地域手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、学校職員給与条例の適用を受ける学校職員(以下「給与条例適用学校職員」という。)の例により支給する。

6 フルタイム公立学校等会計年度任用職員の退職手当の額、支給方法その他の退職手当に関する事項は、別に条例で定める。

(パートタイム公立学校等会計年度任用職員の報酬)

第五条 パートタイム公立学校等会計年度任用職員の報酬の額は、月額又は時間額で定めるものとする。

- 2 月額で報酬を定めるパートタイム公立学校等会計年度任用職員(以下「月額パートタイム公立学校等会計年度任用職員」という。)の報酬の月額は、基準月額に、当該月額パートタイム公立学校等会計年度任用職員について学校職員勤務時間条例第二十二条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間(第七項第一号において「一週間当たりの勤務時間」という。)を学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 時間額で報酬を定めるパートタイム公立学校等会計年度任用職員(以下「時間額パートタイム公立学校等会計年度任用職員」という。)の報酬の時間額は、基準月額に十二を乗じ、その額を学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じて得た数で除して得た額とする。
- 4 前二項の基準月額は、前二項のパートタイム公立学校等会計年度任用職員を当該パートタイム公立学校等会計年度任用職員の職務に従事するフルタイム公立学校等会計年度任用職員と仮定し、前条第一項から第五項までの規定を適用した場合に定められる給与の額のうち、給料及び地域手当の合計額とする。
- 5 パートタイム公立学校等会計年度任用職員について、特別の事情により前各項の規定による報酬の額により難いときは、これらの規定にかかわらず、当該報酬の額はあらかじめ人事委員会の承認を得て教育委員会が定める額とする。
- 6 第二項から前項までに規定するもののほか、パートタイム公立学校等会計年度任用職員に対しては、給与条例適用学校職員に支給される時間外勤務手当及び休日勤務手当の例により時間外勤務手当に相当する報酬及び休日勤務手当に相当する報酬を支給するものとする。
- 7 前項に規定する時間外勤務手当に相当する報酬及び休日勤務手当に相当する報酬を支給する場合における勤務一時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 月額パートタイム公立学校等会計年度任用職員 第二項の規定により計算して得た額に十二を乗じて得た額を、一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから十八日に七・七五を乗じたものを減じて得た数で除して得た額
 - 二 時間額パートタイム公立学校等会計年度任用職員 第三項の規定により計算して得た額

- 三 第五項の規定により報酬の額を定めたパートタイム公立学校等会計年度任用職員 教育委員会規則で定めるところにより計算して得た額(期末手当)
- 第六条 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する公立学校等会計年度任用職員(教育委員会規則で定める公立学校等会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百三十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - 一 六箇月 百分の百
 - 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
 - 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
 - 四 一箇月以上三箇月未満 百分の三十
 - 五 一箇月未満 零
 - 3 前項の期末手当基礎額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 フルタイム公立学校等会計年度任用職員 基準日現在において当該フルタイム公立学校等会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額
 - 二 月額パートタイム公立学校等会計年度任用職員 基準日現在において当該月額パートタイム公立学校等会計年度任用職員が受けるべき前条第二項の規定による報酬の月額
 - 三 時間額パートタイム公立学校等会計年度任用職員 基準日現在において当該時間額パートタイム公立学校等会計年度任用職員が受けるべき前条第三項の規定による報酬の時間額を教育委員会規則で定めるところにより一月当たりの報酬の額に換算した額
 - 四 前条第五項の規定により報酬の額を定めたパートタイム公立学校等会計年度任用職員 基準日現在において当該パートタイム公立学校等会計年度任用職員が受

けるべき同項の規定による報酬の額を教育委員会規則で定めるところにより一月当たりの報酬の額に換算した額

- 4 第二項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。
- 5 学校職員給与条例第二十三条の二及び第二十三条の三の規定は、公立学校等会計年度任用職員に対する期末手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定(第二十三条の二第三号の規定を除く。)中「学校職員」とあるのは「公立学校等会計年度任用職員」と、同号中「基準日前一箇月以内又は基準日から」とあるのは「基準日から」と、「学校職員」とあるのは「公立学校等会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(通勤手当等)

- 7 第七条 公立学校等会計年度任用職員が学校職員給与条例第十六条第一項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、フルタイム公立学校等会計年度任用職員には通勤手当を、パートタイム公立学校等会計年度任用職員には通勤に係る費用弁償を支給する。

- 2 前項の通勤手当及び通勤に係る費用弁償の額については、給与条例適用学校職員に支給される通勤手当の額を超えない範囲内において、教育委員会規則で定める。

- 3 前二項に規定するもののほか、通勤手当及び通勤に係る費用弁償の支給方法その他の通勤手当及び通勤に係る費用弁償に関する事項は、教育委員会規則で定める。(旅費等)

- 8 第八条 公立学校等会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、フルタイム公立学校等会計年度任用職員にはその旅行に係る旅費を、パートタイム公立学校等会計年度任用職員にはその旅行に係る費用弁償を支給する。

- 2 旅費及び旅行に係る費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とする。

- 3 旅費及び旅行に係る費用弁償の額及び支給方法は、群馬県公立学校職員等の旅費に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第四十四号)の適用を受ける学校職員に支給される旅費の例による。

(給与の減額)

- 9 第九条 公立学校等会計年度任用職員が勤務しないときは、教育委員会規則で定める

場合を除き、その勤務しない時間一時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して給与を支給する。

- 一 フルタイム公立学校等会計年度任用職員及び月額パートタイム公立学校等会計年度任用職員(以下「月額公立学校等会計年度任用職員」と総称する。) 給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額又は第五条第二項の規定による報酬の月額に十二を乗じ、その額を学校職員勤務時間条例第二十二条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じて得た数で除して得た額
- 二 時間額パートタイム公立学校等会計年度任用職員 第五条第三項の規定により計算して得た額
- 三 第五条第五項の規定により報酬の額を定めたパートタイム公立学校等会計年度任用職員 教育委員会規則で定めるところにより計算して得た額

(端数計算)

- 10 第十条 第五条第二項の規定により報酬の月額を算定する場合において、当該額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。

- 2 第五条第三項の規定により報酬の時間額を算定する場合において、当該額に十円未満の端数がある場合には、当該端数が、八円以上であるときはこれを十円に切り上げ、三円以上八円未満であるときはこれを五円とし、三円未満であるときはこれを切り捨てるものとする。

- 3 第五条第七項第一号の規定により時間外勤務手当に相当する報酬及び休日勤務手当に相当する報酬を支給する場合における勤務一時間当たりの報酬額並びに前条第一号の規定により勤務しない時間一時間につき減額する額を算定する場合において、当該額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。

(給料等の支給)

- 11 第十一条 給料又は報酬(以下この条において「給料等」という。)の計算期間(以下この条において「給与期間」という。)は、月の一日から末日までとし、給与期間につき給料月額又は報酬の全額を支給する。

- 2 給料等の支給定日は、教育委員会規則で定める。

3 新たに公立学校等会計年度任用職員となった者には、その日から給料等を支給する。

4 公立学校等会計年度任用職員が退職又は死亡したときは、その日まで給料等を支給する。

5 月額公立学校等会計年度任用職員について、前二項の規定により給料等を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外るとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外るときは、その給与期間の現日数から当該月額公立学校等会計年度任用職員について学校職員勤務時間条例第二十二条の規定により定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによつて計算する。

6 前各項に定めるもののほか、給料等の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(休職者の給与)

第十二条 公立学校等会計年度任用職員が休職にされたときは、その休職の期間中、いかなる給与も支給しない。

(教育委員会規則の制定)

第十三条 この条例に基づく教育委員会規則は、この条例に特別の定めがあるものを除くほか、人事委員会と協議して定める。

(委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(令和三年三月三十一日までの間における期末手当に関する特例)

第二条 令和二年四月一日(以下「施行日」という。)から令和三年三月三十一日までの間における第六条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百三十」とあるのは、「百分の九十」とする。

(経過措置)

第三条 施行日の前日において特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第三十五号)の適用を受けていた非常勤職員

(月額報酬を受けていた非常勤職員に限る。)で、施行日においてこの条例の適用を受けることとなるもののうち、施行日以後にその者が受けることとなる給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額又は第五条第二項の規定による報酬の月額(以下「給料月額等」という。)が施行日の前日において受けていた報酬の月額に達しないこととなるもの(教育委員会規則で定めるものを除く。)には、給料月額等のほか、その差額に相当する額として教育委員会規則で定める額を給料又は報酬として支給する。

(公立学校職員退職手当支給条例の一部改正)

第四条 公立学校職員退職手当支給条例(昭和二十九年群馬県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「のうち、教育委員会(以下「委員会」という。)が知事と協議して定めたもの」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員については、この限りでない。

第四条第一項中「委員会」を「教育委員会(以下「委員会」という。)」に改める。

(群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第五条 群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「県立学校定数条例」という。(第二条第一項)の下に「に規定する職員(法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第二十八条中「第二十二条第二項」を「第二十二条の三第一項」に改める。

(群馬県公立学校職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第六条 群馬県公立学校職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第二条及び」を「第二条に定める学校職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)及び」に改める。

別表第一注中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を削る。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される群馬県市町村立学校職員の処遇等に関する

る条例の一部改正)

第七条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される群馬県市町村立学校職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年群馬県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

(群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第八条 群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

三 地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員(群馬県公

立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(令和元年

群馬県条例第十五号)第二条第一項に規定する公立学校等会計年度任用職員に

限る。)

第十九條中「(再任用短時間勤務学校職員及び任期付短時間勤務学校職員を除

く。)」を削る。

第二十一條の次に次の一条を加える。

(非常勤の学校職員の勤務時間、休暇等)

第二十二條 非常勤の学校職員(再任用短時間勤務学校職員及び任期付短時間勤務学校職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第三條から第十八條までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、教育委員会規則の定める基準に従い、教育委員会が定める。

別表(第四條関係)

給料表の種類	適用範囲
栄養職給料表	栄養士その他教育委員会規則で定める職で現に当該本来の業務に従事する職員
事務職給料表	前記以外の職員

群馬県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和元年十月十八日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十六号

群馬県立学校設置条例の一部を改正する条例

群馬県立学校設置条例(昭和三十九年群馬県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

別表中「太田高等特別支援学校」を「太田特別支援学校
太田高等特別支援学校」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年一月一日から施行する。

(太田特別支援学校における児童等の就学)

2 改正後の別表に掲げる太田特別支援学校は、令和二年度から児童及び生徒を就学させるものとする。

群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十八日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十七号

群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の八の項中

	千九百円		千七百五十円		千九百円		千五百五十円
を		を		を		を	
	千九百円 (政令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、八百円)		千七百五十円		千九百円 (政令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、八百円)		千五百五十円
に、		に、		に、		に、	

	千九百円		千七百五十円		千九百円		千五百五十円
--	------	--	--------	--	------	--	--------

を

	千九百円		千七百五十円		千九百円 (政令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、八百円)		千五百五十円
--	------	--	--------	--	--	--	--------

に改め、同

表四の項中「二千五百円」を「千五百五十円(政令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者であつて、法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付にあつては、八百円)と九百円」に、「二千五百円」を「九百円」に改め、「額」の下に「との合計額」を加え、同表五の項中「三千五百円」を「二千二百五十円」に改め、同表九の項中「第四百四条の四第五項」の下に「(法第五百五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、同表二十六の項中「道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)」を「政令」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第一の五の項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
